

温室効果ガス 国内排出量取引制度導入へ

環境省



地球温暖化の原因となる二酸化炭素(CO2)などの温室効果ガスの排出削減のため、環境省は6月18日、事業所に温室効果ガス排出枠を設け、事業所間で排出枠の取引を認める国内排出量取引制度導入を中央環境審議会地球環境部会に提案しました。

提案された制度は、工場などの事業所が温室効果ガスの年間総排出量を算定し、第三者機関の認定を受けて国に報告、総排出量が枠内ならば目標達成で、余った分は売買できるというもの。制度の対象を、温室効果ガスを一定量以上出す事業所にするか、自主参加にするかは今後検討します。

環境省によりますと、2010年には、エネルギー起源のCO2排出量は目標値(90年比2%減)を大幅に上回る90年比5.9~6.5%増になる見通しです。このため「確実に一定量の削減が図れる」(同省)今回の制度の導入は必要と判断しました。

日本経済団体連合会は「自由な企業活動に制限を加える」と導入に反対としており、強い反発が予想されます。

資料:2004年6月18日付 毎日新聞

総務部 横山 美代子

事業内容

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| 1 環境管理に伴う調査・測定・化学分析 | 5 土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査 |
| 2 ダイオキシン類に係る濃度計量証明 | 6 労働衛生管理に伴う作業環境測定 |
| 3 ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定 | 7 トータルサニテーション管理 |
| 4 水道法第20条に基づく水質検査 | 8 委託試験・研究・開発 |

